

第10回 京都市人権文化推進懇話会

1 日 時 平成23年3月30日（水） 午前9時30分～午前11時30分

2 場 所 寺町第1会議室

3 出席者 安藤座長、坂元副座長、石元委員、康委員、栗本委員
杉原委員、谷垣委員、安澤委員、安田委員

4 内 容

【事務局】

ただいまから第10回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中御出席いただき、まことにありがとうございます。

司会を務めさせていただきます人権文化推進担当部長の淀野でございます。

それでは開会に当たりまして、京都市を代表いたしまして、山岸吉和文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

【山岸文化市民局長】

おはようございます。本日はお忙しい中、委員の皆様方には当会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

この懇話会でございますが、平成17年9月に第1回目を開催して以来、本日で第10回目を迎えることになりました。この間、市の施策について幅広い観点、視点から御意見、また御指導をいただいた委員の皆様方に心よりお礼を申し上げたいと思います。

現在の状況でございますが、まず申し上げなければならないことは、今月11日に東日本で起こった大震災でございまして、多くの方がお亡くなりになり、また現在、避難所での不自由な生活を余儀なくされております。京都市においても、消防局中心ではございますが、各局においてできることをそれぞれが考えて動き出しております。文化市民局においても義援金や救援物資を集めさせていただいております。京都へ避難されている方の、住宅はありますけども、家の中に物がないという状況の方々への物資についても今週から集め、多くの方の御好意でたくさんの物資が集まっている状況でございます。これからも市を挙げてできる限りの支援をしていきたいと考えております。

さて、本日の懇話会でございますが、まず最初は、昨年12月に策定いたしました新京都市基本計画「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」について御紹介させていただきたいと思います。このプランは、現プランが今年度で終了するということで、今後10年間の未来像として主要施策を示したものでございます。そして、人権の分野につきましては、政策体系の一つとして項目を挙げておりますほか、さまざまな人権課題に関する政策が列挙されております。それぞれの政策体系で描かれている「みんなで目指す10年後の姿」

や「推進施策」等について、人権文化推進計画上の重要課題、施策に即して、議題の中で御紹介させていただきたいと考えております。

また、同和行政につきましては、御承知のとおり平成20年度に総点検委員会を設置して、順次見直しを進めてきたところでございます。そして、今年度につきましては、かつて同和地区の特別な施設と思われるがちでございましたコミュニティセンターを、廃止いたしまして、新たにいきいき市民活動センターという形で、一種の模様替えをいたしました。まさに改革の総仕上げとも言う1年となりました。これについては、本日の2番目の議題として、本市の同和行政に係る見直し・改革の進ちょくの状況について御報告させていただきたいと存じます。

そして、懇話会に先立ちまして、人権文化推進計画に基づく事業報告となります京都市人権レポートについても発行したところでございます。その掲載内容については、3番目の議題として取り上げさせていただきたいと思います。

当懇話会、各人権課題を所管いたしております担当部局も出席いただいております。委員の皆様方から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

なお、緊急に呼び出し等が入るかもわからないので、その場合は失礼をさせていただきます。御容赦願いたいと存じます。そして、これは私ごとでございますが、今年度で退職することになりました。先生方には本当に長い間御指導を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、当懇話会の座長及び副座長についてでございますが、これにつきましては委員改選後最初の開催であります第8回の懇話会におきまして、安藤委員に座長を、そして坂元委員に副座長をお願いしております。今回の懇話会につきましても引き続きよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、早速でございますけれども、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元のほうの資料でございますけれども、まず議題1の資料といたしまして、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」の概要版冊子がございます。そして議題2の資料といたしまして、資料2-1ですけれども、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告を踏まえた取組状況」というペーパーがございます。2枚ものの資料でございます。そしてもう一つが資料2-2ですけれども、コミュニティセンターの転用後の姿という横長の資料がございます。それと最後に、京都市人権レポート、これは議題3の資料として添付いたしております。

資料につきましては以上でございます。もしお手元に届いておりませんでしたら、御連絡いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(各委員が資料確認)

【安藤座長】

委員の皆様、本当に朝早くからなかなか見当たりにくい場所へおいでいただきありがとうございます。市のほうも、先ほどの御挨拶にありましたように、各部局から東北の大震災によって非常に慌しい中、さらに議会とも重なって忙しい中、各部局からおこしいただきありがとうございます。

私は、たまたま震災が終わった後にアメリカへ行く用事がありまして、向こうはCNNという世界的な24時間ニュースを流している放送があります。ほとんど、日本の様々な惨状を流しておりまして、リビアのことなんかすっとんだ感じでした。しかし、そういう危機に際して日本人は非常に秩序があり、全国挙げて応援しているということが報道されていまして、欧米報道も非常に好意的でございます。与えられた環境のもとでどれだけ頑張れるかというのが大事で、それがなぐさめといえばなぐさめだらうと思います。

今、資料の御紹介がありましたけれども、今日は3つの主な議題がございます。中心は、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」の御説明を事務局の方から。それから2番目は、これは恐らく今回が最後だろうと思いますけれども、同和行政の見直しのいわば最終段階です。そして、最後になりますけれども、「京都市人権レポート」を御紹介という順序で進めてまいります。

一番始めの議題、資料の説明お願いします。

【事務局】

今、安藤座長のほうから議題の御説明をいただいたのですけれども、それに関しまして御説明させていただきたいと思います。

まず、議題1でございますけれども、それにつきましては、今座長からも、また局長からのあいさつでも触れさせていただいたとおりでございまして、第2次の京都市基本計画として策定された「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」についてでございます。この計画は、平成11年に策定されました京都市基本構想を具体化する基本計画として現行の基本計画を引き継いで策定された計画でございまして、目指すべき6つの未来像とそれを実現するために取り組むべき11の重点戦略を明示しているほか、27項目の政策体系に関して基本方針や推進施策等を示しております。本日は、人権の視点から京プランを紹介させていただくことを趣旨といたしまして、人権文化推進計画上の重要課題を所管する各課から、それぞれが京プランで掲げている政策体系について御説明させていただきたいと思います。

そして、次に議題2についてでございますが、これは同和行政に係る見直し・改革、この点につきましては既に何度か御報告いたしております。平成20年の総点検委員会設置以来全庁挙げて取組を進めてきたものでございまして、今年度はコミュニティセンターの廃

止やいきいき市民活動センターの設置などの成果を上げ、まさに見直し・改革の総仕上げとも言うべき1年となりましたことから、これまでの取組とあわせて、これが最後になるかと思いますけれども、報告させていただきたいということでございます。

そして、最後に議題3でございますが、京都市人権レポートの発行についてでございます。本市におきましては、人権文化推進計画に基づく具体的な事業計画を毎年度作成いたしておりまして、この懇話会におきましても御報告させていただいておりますが、事業計画に掲げられている事業の主なものを市民の方にわかりやすく紹介する仕組みとして、これは平成18年度から人権レポートとして毎年度発行いたしております。今回につきましては、3月18日に22年度版を発行いたしましたので、この場で御紹介させていただきたいというふうに考えております。

議題の説明については以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。

それでは、最初の議題の「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」、これの紹介について、申し訳ありませんけれども、時間がかなり詰まっていますので、全体の説明及び内容の説明はできましたら5分以内でお願いしたいと思います。人権に焦点を当てて要点をよろしくお願ひします。

【事務局】

文化市民局人権文化推進課長の川端といいます。よろしくお願ひします。

まずはお手元の資料1「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン概要版」によりまして議題1の説明をさせていただきます。まずは、各課題に係る政策体系の説明に入る前に、人権全般に係る分野から説明させていただきます。

概要版の18ページをご覧ください。人権全般に係る施策に関しましては、基本計画の政策体系の「2 人権・男女共同参画」に記載しております。この政策では、「ひとりひとりが尊重され、より豊かな人間関係が育まれる社会をめざす」ことを基本方針に挙げ、推進施策を策定しております。では、「人権・男女共同参画」のうち、人権の分野について説明させていただきます。

人権の基本的な考え方市民に定着しつつあり、人権への関心は高くなっている一方で、市民の意識の高まりが、人権問題解決のための自主的な行動に結びついていない現状があります。今後も引き続き、人権問題への深い理解や解決に向けた自発的な行動につなげるため、あらゆる世代への教育啓発活動を行うことが必要と認識しております。

10年後の姿ということですが、そのような現状を踏まえつつ、みんなで目指す10年後の姿として、人権分野では2つの項目を掲げました。

1点目は「、互いの違いを認め合い、より豊かな人間関係が育まれている」というもので、

ひとりひとりが自らの人権だけではなく、すべての人の人権を尊重することの重要性を充分に認識することで、互いの違いを認め合うことができ、より豊かな人間関係が育まれていくという姿をイメージしております。子どもも高齢者も女性も男性も、国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、互いの違いを認め合い、豊かな人間関係が育まれていれば、人権に関するすべての課題が自然に解消していくのではとの考え方から設定したものでございます。

また、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想として、平成11年に策定した京都市基本構想では、「すべてのひとが自分の居場所を確認し、自分の資質を十分に發揮しつつ、いきいきと活動できる場所と機会に恵まれたまちをめざす」ことをうたつており、その理念を受け継ぐために、10年後の姿の2点目として「すべての市民がいきいきと活動できる場所と機会に恵まれている」という項目を掲げました。

これらの姿を実現するために、人権分野に係る推進施策を次のように設定しております。

1点目は、「すべてのひとの人権を尊重する人権文化の構築」でございます。より豊かな人間関係が育まれるためにには、「日々の暮らしの中で互いの違いを認め合い、人権を尊重し合う習慣が根付いた」人権文化が京都のまちに息づくことが不可欠でございます。本市では、その実現に向け、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調として、それぞれの行政分野を連動させながら精力的に取り組んでいくこととしております。

推進施策の2点目は、「人権尊重の理念を自主的な行動につなげる取組の推進」でございます。人権文化の構築のためには、行政自身の取組だけではなく、市民・事業者それぞれが人権に対する高い意識を、人権問題解決のための自主的な行動につなげることが必要であります。そのための施策として、市民・事業者に対する教育・啓発活動や、それぞれの自主的な取組を促し、支援する施策を推進してまいります。

また、推進施策の3点目といたしまして、「すべての市民がいきいきと活動できる取組の推進」を掲げております。これはすべての市民が生き生きと活動できる場所と機会を提供するとともに、自分に合った暮らし方や安心した生活のための支援を行うといったものでございます。

以上、人権全般に係る次期基本計画上の取組として、人権分野について御説明をさせていただきました。

次に、各分野に関して御説明をさせていただきます。

まずは女性・子ども・高齢者など人権文化推進計画の重要課題に沿った8分野の政策体系について、続いて推進計画上の施策の一つ、教育・啓発の重要な要素でもある学校教育について御説明いたします。分野が多く説明の時間が少々長くなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【男女共同参画推進課】

おはようございます。男女共同参画推進課長の中谷でございます。

それでは、私のほうからは男女共同参画の分野に係ります推進施策につきまして御説明

をさせていただきます。

引き続き18ページをごらんください。男女共同参画の推進につきましては、市民の理解は年々深まっている一方で、女性に対するあらゆる暴力や労働における不平等など問題点が依然として存在しております。特に大きな社会問題になっております配偶者、交際相手等からの暴力、ドメスティック・バイオレンスにつきましては、総合的、計画的な対応が必要となっております。

また、管理職に占める女性の割合の低さや男女の給与格差など依然としてございます。また、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和につきましても、希望と現実に乖離があるといった現状がございます。

そこで、このような現状を踏まえまして、10年後の姿と推進施策といたしまして、3になりますが、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が進展している」、そして4といたしまして「女性に対するあらゆる暴力が根絶され、安心してくらしている」というこの2つの項目を掲げております。

1点目、3に係ります推進施策、ワーク・ライフ・バランスの推進については、女性の社会進出が進み、ワーク・ライフ・バランスが進展することで女性も男性も仕事と家庭生活の両立を図り、企業の生産性の向上や市民の地域参加、社会貢献による地域の活性化が進んでいる社会を目指しているものでございます。

特に、今後京都市におきましては、概要版の15ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、下段でございますが、このワーク・ライフ・バランスの推進につきまして、「眞のワーク・ライフ・バランス戦略」といたしまして、京都市の基本計画の重点戦略の一つに位置づけます。だれもがともに能力を発揮でき、生きがいと充実感を得て人生が送れる眞のワーク・ライフ・バランス、これを定着させることとしております。家庭や地域生活においても多様で柔軟な働き方、生き方を選択できて、仕事の充実と地域参加や社会貢献などの仕事以外の生活が好循環する社会を目指し、企業への支援や子どもを安心して産み育てられる環境の整備などの取組を進めてまいります。

2点目の推進施策でございます女性に対するあらゆる暴力の根絶、これにつきましては近年大変社会問題化しております配偶者及び交際相手等からの暴力、ドメスティック・バイオレンス、さらにはセクシャルハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力につきまして正しい理解が市民に行き渡り、相談窓口などが広く認知をされ、総合的な支援が受けられることで個人の尊厳が確立された安心して暮らすことのできる社会を目指しているものでございます。

特に犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であります配偶者・交際相手等からの暴力を根絶し、正しい理解の普及・啓発に努めるとともに、被害者やその子どもたちが真に自立できる切れ目のない継続的な支援を、関係機関と連携し総合的・計画的に進めてまいります。セクシャルハラスメントなど女性の尊厳を侵害するあらゆる暴力の根絶に向けて、企業への働きかけをはじめ、広く市民に対する広報・啓発を強化してまいります。

なお、この2つの推進施策につきましては、今お手元に参考にお配りさせていただきましたが、今年度3月に今後10年間のプランといたしまして、第4次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。この中にDV対策の強化、仕事と家庭、社会貢献が調和できる真のワーク・ライフ・バランスの推進、この2つを重点分野として位置づけております。

DV対策の強化につきましては、特にこのプランの中にDV基本計画として策定して盛り込んでおるところでございます。具体的には、ドメスティック・バイオレンスの相談支援センターを京都市のほうで設置をいたします。場所は非公開ということでこの場でお聞き置きをいただきたいと思いますが、この秋に開設する予定でございます。

以上、政策分野における男女共同参画について説明をさせていただきました。

【安藤座長】

ありがとうございます。コメント、御質問は最後にまとめて受けますので、ちょっと長いですけれども、項目の最後までやっていただきたいと思います。

それでは次をお願いします。

【児童家庭課】

児童家庭課の阪本でございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうから、人権分野に関する推進施策の重要課題のうち、子どもの分野ということで御説明をさせていただきます。

まず、お手元のプランの概要版の15ページでございますが、子どもに関しましては、重点戦略の一つとしまして「子どもを共に育む戦略」ということで位置づけをさせていただいているところでございます。

個別の子育て支援の分野ということにつきましては、概要版29ページを見ていただきますと子育て支援の分野の記載がございます。こちらを御覧いただきたいというふうに思っています。

まず、子育て支援の分野につきまして、今後10年間目指すべき方向性というものにつきましては、このキャッチフレーズでも掲げておりますが、市民・地域ぐるみで子どもを共に育むまちづくりを進めるということでさせていただいております。こうしたまちづくりを進めるための基本方針といたしまして、平成19年2月5日に制定いたしております「子どもを共に育む京都市民憲章」、これは次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指して、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範を示したものでございますが、この理念の浸透と実践が取組の根底となっているものと考えております。その旨を基本方針に記載させていただいているところでございます。

次に、みんなでめざす10年後の姿でございますが、4点掲げさせていただいております。それぞれの現状と課題でございますが、4点現状と課題がございまして、プランの本冊の方

で掲げさせていただいておりまして、1点目が少子高齢化、家族規模の縮小、地域コミュニティの希薄化等によりまして、家庭あるいは地域における養育能力の低下が懸念されているというのがございます。2つ目に児童虐待の通告、相談件数が増加しております。それから3点目、妊娠出産期における母親の精神的なストレスを感じておられる状況があるということ。4点目、父親の子育て参加に依然として課題がございまして、子育ての大部分を母親が担っているという状況がございます。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要であるという現状と課題に基づきまして、次の4点をみんなで目指す10年後の姿ということを掲げさせていただいております。

1つ目が「地域全体で子どもや子育て親子を見守り、支えている」でございます。昔からの京都のまちが育ててまいりました地域社会の力によりまして、地域全体で子育てを支えるまちを目指そうというものでございます。

2つ目が虐待あるいは発達障害等の課題がございます。そういうものに対して対応を強化していくことと併せて、虐待の未然防止、早期発見に向けた環境づくりや啓発活動を充実させまして、子どもの命と人権が大切にされているまちを目指そうというものでございます。

3つ目が子どもを安心して産み健やかに育てることができるまちを目指すために、病気あるいは事故への対応を含めて、子どもの健やかな成長を支援し、あわせて親の育児不安の軽減を図ろうということを目指しております。

4点目に、こちらも仕事と子育てを両立しやすいまちでございますが、ワークライフバランスの推進のために社会全体の意識の向上と、それから多様な保育サービスの充実などの行政施策の充実、こういったものを車の両輪として取組を進めてまいりまして、仕事と子育てを両立しやすいまちを目指そうというものでございます。

共済の方向性でございますが、子育ての第一義的な責任というのは、やはり各家庭が担っていただくものでございますが、社会全体で子どもや子育て家庭を支えることが重要でございます。そのために、子育てにかかわる機関、団体、行政、市民、地域、企業等全体で子育て家庭を見守りまして、支えて子育てしやすい風土づくりを目指すということを共済の方向性といたしております。

推進施策については5点を掲げさせていただいております。子育て分野の分野別計画といたしまして、平成22年3月に今後5年間の計画期間といたします「京都市未来子どもプラン」というものを策定させていただいております。このプランの体系をもとにしまして、さまざまな御意見を盛り込んで、この推進施策を設定させていただいております。

1つ目が「市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり」でございます。具体的な取組といたしましては、先ほど申し上げました子どもを共に育む京都市民憲章を推進してまいることとあわせまして、子育て支援ネットワークの充実を掲げさせていただいております。子どもを共に育む京都市民憲章の推進につきましては、この2月市会におきまして、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践と推進に関する条例」というもの

を可決いただき、4月から施行させていただくこととしております。この憲章に掲げる行動理念の実践がより一層推進されるよう取り組んでいくこととしております。

2つ目が「子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり」でございます。具体的には、児童虐待対策の推進、それから社会的保護が必要な子どもに対する福祉の充実、あるいは障害のある子どもの自立、社会参加に向けた支援や、気になるという段階から切れ目がない支援を行っていこうというものです。

3つ目が「次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり」でございます。こちらは、子育て親子の交流の促進や幅広い世代、高齢者から子どもまでの世代間の交流の促進、それからワーク・ライフ・バランスの定着に向けての取組、地域の安心安全のネットワーク構築などの子育てしやすい生活環境の整備や、待機児の解消を目指します保育サービスの一層の充実、あるいはひとり親家庭の自立促進を図る取組、こういったものを行おうというものです。

4つ目が「子どもを安心して生み健やかに育てるこことできるまちづくり」でございます。取組内容といたしましては、安心して妊娠・出産していただけますように、妊婦健康診査の定期的受診を勧奨しますほか、妊産婦の健康意識の向上を図る取組や出産前後の身体的、心理的不安定な時期の支援、あるいは出産後の乳幼児健康診査や新生児等、訪問指導によります保健指導に取り組むこととしております。

最後の5つ目が「子どもの健全育成のための環境づくり、放課後の子どもたちの居場所づくり」でございますが、放課後の子どもの安心安全のためのさまざまな放課後児童対策の連携によりまして、総合的に環境づくり、居場所づくりに取り組もうというものです。

以上の5つの推進施策により進めていきたいというふうに考えております。

簡単でございますが、以上で子育て支援分野の説明を終わらせていただきます。

【安藤座長】

ありがとうございます。それでは、高齢者。

【長寿福祉課】

それでは、高齢者についてですが、長寿福祉課の杉岡と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、高齢者に関して、重点戦略につきましては、16ページの下にございます「いのちとくらしを守る戦略」の中に、高齢者の方の基本的な施策といたしまして、いのちとくらしを守ることで位置づけております。その方針といたしまして、32ページですけれども、政策分野といたしましては16番になります。

スローガンといたしまして、「健康長寿のまち・京都」をみんなでつくるを掲げてございます。基本方針といたしましては、いわゆる団塊の世代の方が増えてくるという中で、財

政需要の増大が見込まれるという部分はあるのですけれども、逆に言いますと、それだけ多くの方々が地域の中でいろんな知恵と力を発揮いただけるということがございます。高齢者の皆様方に地域での様々な取組にも積極的に参加いただき、健康づくりを進めることによって、活力のある地域をつくっていきたいと考えております。

また、それに伴い、地域全体で高齢者を支えるという仕組みづくりも必要があるということを基本方針に掲げてございます。この基本方針を進める上での課題でございますけれども、6つ掲げてございます。先ほど述べましたように、団塊の世代の方々が今後高齢者になられることによりまして、介護保険の関係でいきますと、保険給付の増大とか、あるいはそれに伴います介護保険料の上昇などが想定されるという一面がありますが、そういう団塊の世代、いわゆる多様な価値観を持った方々が高齢者になられることによりまして、社会活動への参加等を図っていかれるということがございますので、そういう機会をとらえまして、長寿社会を実現していくためのシステムがつくれないかということが現状課題でございます。

また、いわゆるお元気な方をいつまでも元気な方という形でいていただくという、介護予防という視点が重要になってくるということも考えてございます。そのためには、今後一層自主的な取組という形で介護予防の取組をしていく必要があるのではないかと考えております。

また、それと同時に、介護が必要になられた方につきまして、今は介護の関係では地域での介護力というのがなかなか整っていないということもございまして、特別養護老人ホームへの入所を希望される方が多いということがございます。こういう形のものを今後も続けていくのではなく、住みなれた地域で365日24時間の体制で介護ができるようなシステムをつくっていく必要があるということも考えております。

そのためには、最終的にはやはり行政だけではなくて、地域あるいは医療、福祉、すべての方々がネットワークをつくり、地域力を高めていくということも進めていく必要があるというような課題があるものと考えてございます。

それらの課題を背景にいたしまして、10年後どのような姿を目指すのかということで5つ掲げてございます。

1つ目ですけれども、ちょっと考えまして「幸」齢期と。先ほど言いましたように、地域の中で高齢者の方々の知恵とか技能等が尊重され、高齢者一人一人の尊厳が保たれる。また、高齢者が自分の決定により健康で充実した幸齢期、幸せな期間を過ごしていただける、そのような地域をつくっていく必要があるのではないかという点が1点でございます。

また2点目ですけれども、1点目でも触れましたが、高齢者の方の知恵や経験、技能を生かすことによりまして、活力ある地域社会が実現していく、そういうことを目指していきたいと考えてございます。

3点目でございますが、高齢者を支えるネットワーク構築ということで、京都の強みである自治の精神を生かしまして、自立的なネットワーク等を進めまして、例えば若年性を含み

ます認知症の方々、あるいはひとり暮らしの高齢者の方々が地域で孤立するということがなく、地域の中で見守られているなということを実感されながら、やりがいを持って安心して生活できる、そういう地域をつくっていくことが必要であると考えてございます。

また、それを保障するためには当然介護サービス、この系統が充実している必要がありますので、4つ目に掲げてございますように、居宅でのサービスの充実が必要でございますが、それと同時に、地域に根ざした小規模な施設、介護拠点、そういうものを整備化していくまして、誰もが住みなれた地域で介護がされている、豊かな生活を送っていると、そういう介護からのサポートも必要であると考えてございます。

また、そのような介護サービスをしていく裏づけとなります職員の対応、職員にとっても魅力的な職場、今にしましても介護職につきましては給与面でもいろいろありますし、またやりがいがあるのですけれども、なかなか仕事が大変というようなことがあります。そういう意味で、やはり介護職というのは非常に魅力ある職場であるということを、大学のまち京都でございますので、大学の方々とも協働しながら、人材育成も含めて、介護を担う人たちの養成・育成も進めていくということで、この10年後につきましては1から5まで掲げております。

市民との共汗でございますが、先ほどの1から5までの中一番大切なのが、行政とかそういうものだけではなくて、地域の皆様と一緒に地域の中で高齢者を見守っていくことが大切だということがございますので、ここに包括的なケアと書いてございますけども、地域の中で包括的に、例えば介護であったり医療であったり、あるいは地域でありますインフォーマルなサービスであったり、そのようなものを包括的に統合いたしまして、高齢者の方の望まれるケアをしていくようなシステムをつくるために、それぞれの行政機関であったり、市民の方々が役割を担ってお互い汗をかきながら進めていくというのが、共汗のあり方かなと考えてございます。

具体的な施策ということで、そのような状況を踏まえて5つ掲げております。これにつきましては、10年後の姿とかぶってきますけれども、尊厳を保つという意味からは、高齢者に対する権利擁護の推進というのが人権の見地からは必要ということがございまして、地域に今現在あります地域包括支援センターがより一層住民の方々のいろんな要求を吸い上げるとともに、どうしても1人では色々なことが決定できないような高齢者の方々につきましては、成年後見制度などを利用していただくことによりまして、地域の中で支えていくことが必要あります。また、認知症とか、高齢者虐待あるいは孤独死などの問題につきましても、やはり地域の中で積極的に問題解決するための方策を考えていく必要があり、そのための社会の構築が必要であると考えてございます。

また、2番目の「活力ある長寿社会の実現」につきましては、高齢者の暮らし方、生き方、段階に応じた就労の推進も重要となってきます。やはり、幸せに暮らしていこうと思いますると、経済的な裏づけも重要でありますので、そういう意味では積極的にライフスタイルをつくっていきたいと考えてございます。

また、ネットワークづくりにつきましても、先ほど言いましたように、地域でのネットワークが必要ということもございますので、そういうものの構築、あるいは介護サービスにつきましても、介護保険ができまして10年ですけれども、整備の促進あるいは魅力ある介護現場の実現というようなことも含めまして、高齢者の福祉の推進に努めていきたいと考えてございます。

最後ですけれども、こういうものを含めました分野別施策であります高齢者的基本方針につきましても、24年度から3年間の計画を策定するということで、23年度に策定作業等をしていく予定をしており、今述べましたものを含めまして計画策定に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございました。それでは、次、障害のある人。

【障害保健福祉課】

障害保健福祉課の矢田部でございます。よろしくお願ひします。

障害者福祉につきましては、30ページをお開きください。時間の関係もありますので、短めで説明させていただきます。

まず基本方針につきましては、障害のある人もない人もともに地域の中で暮らす地域移行、地域定着を基本方針に置いてございます。基本方針を進める上での現状課題としましては、障害者権利条約におきまして、障害のある人が障害を理由とする差別を受けることなく地域社会の一員としてともに生活することを権利として認めております関係上、障害のある人もない人もお互いに認め合い、ともに地域で暮らす社会をつくっていかなければならぬ状況にございます。そのために、国におきましては障害者権利条約の批准に向けて「障がい者制度改革推進会議」が設けられ、当事者の方々が多数参画され、制度などの見直しが進められており、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化しています。

そのような状況のもとで10年後の姿につきましては、お手元の資料の真ん中ほどですが、掲げております。10年後には障害者の権利条約が批准されまして、障害のある人もない人もともに地域の中で暮らす地域移行、地域定着が定着していくことを前提に設定しております、読み上げさせていただきますが、「お互いに認め合い支え合ってともに地域で暮らすまちづくりが進んでいる」、「障害のあるひとが自立した地域生活を送ることができている」、「働く意欲のある障害のあるひとが生きがいをもって働くことができている」、「すべてのひとにとって生活しやすい社会環境の整備が進んでいる」、この4項目を目標に設定しております、これらの10年後の姿を実現するための施策としましては、一番下に4項目を掲げております。

まず1点目は、「お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくり」でございまして、こち

らは障害者や障害に対する地域住民の理解の促進を図っていくこととしております。2点目は「自立した地域生活への移行促進」でございまして、地域生活を支えるサービス基盤の充実等を推進していくこととしております。3点目は、「生きがいをもって働くことができる社会づくり」でございまして、障害のある人の一般就労を支援していくために、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関が連携していきますとともに、企業に対する障害者雇用の理解が促進していくように取り組んでいきたいと考えております。最後に、4点目でございますが、「生活しやすい社会環境の整備」でございまして、障害のある人の社会参加を容易にするバリアの除去、ユニバーサルデザインの推進に取り組むこととしております。

以上、手短でございますが、障害者福祉の説明でございました。

【安藤座長】

ありがとうございました。時間が短くて申しわけないのですけれども、よろしくお願ひいたします。

次は外国人・外国籍市民。

【国際化推進室】

国際化推進室の三田と申します。よろしくお願ひします。

お手元の概要版の28ページをごらんください。国際化の中で基本方針というのを挙げているのですけれども、特にその中で上から3行目ですね。「市民の外国文化に対する関心や理解を深め、多文化が息づくまちづくりを推進する」と、そういうことを基本方針の中に埋め込んでおります。現状と課題ですけれども、本市には、皆さんも御存じの方も多いと思いますが、特に在日韓国朝鮮人の方でありますとか、あと留学生などが他都市に比べて多く、合計約4万1千人の外国籍の方がお暮らしになられております。こういった方が生活される上では、特に言葉や文化の違いに起因する生活課題の解決でありますとか、地域社会での交流の機会をふやすことが求められているものと認識しております。

こうしたことから28ページの中でみんなで目指す10年後の姿ということで、特に項目の③ですね。「多文化が息づくまち」、これを掲げております。具体的には、市民の外国文化への理解や関心が高まるとともに、外国籍や外国にルーツ一帰化されている方も含めて一を持つ日本国籍の市民が、地域社会で知識や能力を生かして活躍することで、あらゆる市民が豊かな生活を送れるまちを目指すということでございます。

具体的に推進施策ということで下のほう、特に③ですけど、「外国籍市民等がくらしやすく、活躍できる多文化が息づくまちづくりの推進」とございます。具体的には、多言語での情報提供や相談事業といったコミュニケーション面での支援、あと文化、言語の相違に配慮した福祉、保健、医療、防災対策など生活支援の充実に取り組んでまいります。

また、あらゆる市民が外国文化に対する理解や関心を深めるための学習機会、また多様な

文化的な背景を持った市民が地域で交流し触れ合う機会、さらに外国籍を持つ市民が知識や能力を生かして地域社会で活躍する機会、こういった機会を充実することとしております。簡単ですが、以上で終わります。

【安藤座長】

ありがとうございました。次は感染症患者。

【保健医療課】

感染症患者等ということで、保健衛生・医療ということで担当させていただいております保健医療課の笠井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元の33ページをごらんください。保健衛生・医療ということで、いきいきと健やかな「笑顔・健康都市」京都を実現するということで、基本方針でございますが、この中に、まず健康というのは感染症だけではなく、すべての市民の健康問題に直結しているものでございます。特に、基本方針の中にはすべての市民が健やかに暮らせるようにということで、課題としましては、高齢化の進展に伴う、いわゆる慢性疾患、がん、心臓病等の疾患を予防することの観点、それと健康の情報を得ながら、健康意識の向上を図るというところを基本方針に挙げております。

特に、下から2行目のところでございますけれども、「感染症等の市民の健康を脅かす危機が生じた際に、迅速的確に対応できる体制を確立する。」ということを挙げております。特にこの分野につきましては、昨年発生しました新型インフルエンザ等により健康を脅かす事案がございました。医療の方につきましても、京都市におきましては市立病院を中心とした医療体制を組みまして、その病院に対して受診者が9割も殺到するというところがございまして、医療の確保というのはとても大切になっているところでございます。

また、国際化が進展する中で、輸入感染症ということで、蚊あるいは動物による感染症等により、健康を脅かす事案が、市内に持ち込まれるということもあります。

そういうものを含めまして、10年後の姿でございますが、まず健康づくりにつきましては、平成14年3月に策定しました市民健康づくりプランに基づきまして、栄養、休養、あるいはたばこ等々の中から、分野別計画をつくりまして対策を進めているところでございます。

まず1つでございますけれども、1番、すべての市民の方がそういった運動、栄養、休養、禁煙あるいは感染症といった情報を取り入れながら、病気の有無にかかわらず、あるいは予防的な活動を通して、心身ともに明るく質の高い暮らしができるまちづくりになっていること。

そして、2としまして、必要なときに保健あるいは医療から市民それぞれのニーズに応じた医療サービスが確実に提供していただけ、それが利用できること。

3としまして、食の安全・安心ということが言われまして、食育指導員を初めとしました

そういう食に関する興味が高まり、そしてさらに安全安心が確保されていること。

施策の推進でございますけれども、1としまして、「市民の健康づくり活動の推進」ということで、市民の皆様の自主的な身体環境あるいは運動、生涯を通じた公的ケアを含めて、心の健康づくりということで、自殺対策のことについても推進させていきたいと考えております。

また、「保健医療サービスの充実」ということでは、中核であります市立病院を含めた病院につきましては、来年度から地方独立行政法人京都市立病院機構になりますけれども、そこにおきまして、行政ともども医療の提供あるいはサービスの提供を充実をさせていきたいと思っております。

3番としましては、「食や生活環境の安全・安心の確保」ということで、食事について特に食品等の安全性や安全な食生活の確保に関する条例に基づきまして、そういう監視を強化するとともに、食に対する安全の提供をさせていただいております。また、たばこに対する取組もさせていただいております。

4としまして、「健康危機管理に関する安全・安心の確保」というところで、先ほど申しましたインフルエンザを始めとする危機管理事案あるいは食中毒をあわせて、引き続き病院及び行政が的確な情報発信をして、予防接種等も含めて抗体の向上をさせることで、危機管理についても万全な体制で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございました。

それでは、ホームレス。

【地域福祉課】

保健福祉局地域福祉課の吉田と申します。重要課題として挙げられてますホームレスにつきまして説明をさせていただきます。

概要版のほうですが、31ページのほうをごらんください。ホームレスに係る施策につきましては、基本計画の政策分野の地域福祉ということで位置づけられております。この概要版ではちょっとスペースの関係でホームレスという表記は直接出てこないのですけれども、本冊のほうにおきましては認知症の人、障害のある人、ホームレスを始めとした経済的困窮状態にある人などを社会的に弱い立場にある人というふうにしております。この地域福祉の分野におきましては、自治・協働により自立を実現し、地域の福祉力をつむぎ、すべての住民の基本的人権が尊重され、だれもが暮らしやすい地域の実現を目指すことを基本方針に挙げ、推進施策を策定しております。

現状と課題でございます。だれもが住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域での支え合いの重要性が高まっている一方で、NPOやボランティア活

動等は拡大しているものの、地域の活動に关心を持たない世帯の増加、住民同士のコミュニケーションや交流の不足の深刻化も指摘されており、地域における支え合いの土壌が失われつつあるという現状があります。本市のホームレス支援としまして、路上から家宅へ積極的に移行していただくという取組を進めておりまして、平成20年度では251人、21年度では404の方に生活保護による適用で路上から家宅のほうへの移行支援を進めておりますが、ホームレスの方の中には、居宅での生活を始められたものの長年の野宿生活等によって人間関係がうまく築けないという方や、地域社会とのつながりが希薄となって孤立した結果、また再び野宿生活に戻ってしまわれる方も少なからず存在している状況にあります。今後は幅広い住民参加を得るための仕組みや、地域福祉活動を継続するためのノウハウを共有できる場の設定などの検討が必要であると認識しております。

そのような現状を踏まえつつ、みんなで目指す10年後の姿としまして4項目挙げておりますが、ホームレスにかかわるものについては、1番目と2番目が当たります。1点目の「社会的に弱い立場にある人の尊厳が保たれ、社会の一員として包み支え合っている」という部分につきましては、すべての市民が住みなれた地域で生き生きと暮らせるための住みよいまちづくりに協力し、支え合いの意識を持った上で認知症の人、障害のある人、ホームレスを初めとした経済的困窮状態にある人など社会的に弱い立場にある人の基本的人権が尊重され、個人の尊厳が保たれ、社会の一員として互いに包み合っていることをうたっております。

2点目としまして、「地域のつながり、絆が深くなっている」という部分につきましては、行政が住民主体で実施する住民同士のつながりを紡ぐ活動や、地域を活性化する活動などについて取り組みやすい環境を築き、地域の活動に关心を持たない世帯、団塊の世代や子育て家庭、障害のある人、さまざまな考え方や文化を持つ人も地域福祉活動に参加したり、住民だれもが地域にかかわり、つながりを感じることで、このまちに住んでよかったと思える地域づくりが進んでいることをイメージしております。

これらの姿を実現するために、ホームレス分野に係る推進施策としましては、4点挙がっているうちの2つ目の「地域におけるつながりの構築」を設定しております。住民同士のつながりの構築や活動の担い手づくりに寄与するため、地域活動の課題に向けた住民主体の地域福祉に資する先駆的な取り組みに対して支援を行ってまいりたいというふうに考えております。具体的には、平成23年度からの新規事業としまして、ホームレス地域サポート支援事業という事業を実施してまいります。この事業はホームレスの方が地域社会において安定した生活を営んでいただくことを目的としまして、例えは地域においてNPOや住民団体が主体となって、元ホームレスの方が集うことができる居場所づくりや見守り事業、今現在まだホームレスをされている方についても、居宅生活に向けての生活、就労訓練的な取組が実施される場合に、その事業に要する費用の一部を助成するというものです。本市が実施するホームレスの支援施策に加えて、地域住民の方が主体となった取組を推進するものであり、住民・行政の協働で地域のつながり、絆の構築を図ってまいりたいという

ふうに考えております。

以上、簡単ですけれども、ホームレスについての説明とさせていただきます。

【安藤座長】

ご苦労さまでした。私が言っているテーマとプランの表現が必ずしもぴたつといかないところがありますので、幾つかにわたる場合もありますけれども、よろしくお願ひします。

それでは、次は犯罪被害者、市民生活の安全分野。

【地域づくり推進課】

地域づくり推進課の山内と申します。続きまして、重要課題の一つであります犯罪被害者の支援につきまして御説明させていただきます。21ページをお開きいただけますでしょうか。

これについては、「市民生活の安全～地域が支え合う、だれもが安心してくらせるまちをめざす～」の中に位置づけております。みんなで目指す10年後の姿の1番目と2番目「お互いに助け合えるまちになっている」、「交通事故や犯罪が少ない安心・安全なまちになっている」を実現するための具体的な計画といたしまして、下の推進施策①「生活安全（防犯・事故防止）の推進」について、23年度からの10年計画であります「第2次生活安全基本計画」をこのたび策定し、この中に犯罪被害者の支援につきましても、引き続き位置づけて取り組んでまいります。

犯罪の認知件数につきましては近年減少傾向にありますが、実際に被害を受けられた方は、生命や身体への直接的な被害だけではなく、その後も心身の不調あるいはさまざまなもの、例えば周りの理解不足、中傷あるいは経済的な困窮、いろんな苦しみを抱え、深刻な状況に置かれてきました。こうした状況を市民の方一人一人が認識していただき、被害者の方がもとの生活を取り戻すために社会全体で支援していくことが重要であるの認識のもと、これまで京都市では生活安全基本計画の中に被害者支援を位置づけ、京都犯罪被害者支援センターに対する支援、あるいは京都府犯罪被害者連絡協議会への参画などを行ってまいりました。昨年、犯罪被害者に特化した条例の制定を目指し、先ほど申し上げました第二次生活安全基本計画の策定と並行して、調査検討を進めてまいりました。

検討に当たっては、実際に犯罪被害者の支援に携わっている関係実務者や被害者の御遺族などで構成されます「京都市犯罪被害者支援策研究会」を設置いたしまして、犯罪被害者の生の声をお聞きしたり、アンケート調査を行ったり、パブリックコメント等を実施してまいりました。

このたび、京都市犯罪被害者等支援条例を制定し、4月1日から施行してまいります。条例の中身について触れますと、基本理念は犯罪被害者の視点に立って適切に途切れなく支援が行われること、京都市、市民、事業者、関係機関が相互に連携して協力して支援を推進することとしております。責務につきましては、京都市だけではなく、市民、事業者、民間支援

団体のそれぞれの責務を定めております。

具体的な支援策といたしましては、4つの視点から取り組むこととしております。まず、被害直後の支援として、被害者の方は、どこに相談していいかわからないといった状況がございますので、犯罪被害者支援センターと連携を密にして、京都市の総合相談窓口を京都犯罪被害者支援センターに委託し、ワンストップでまず御相談を受け、被害者の方が求めておられる支援、必要な支援について、さまざまな関係機関と連携して支援につなげていこうというものです。これをすべての支援策の根幹と位置づけております。

また、経済的な支援として、他都市では見舞金の支給を行っているところもございます。本市におきましては、やはり本当に困っておられる方に対して支援が必要ではないかということで、犯罪を原因とする市内にお住まいの生活困窮者への生活資金の給付を実施してまいります。それと、被害直後に犯罪を原因として住居を失ったり、これまでの住居に居住し続けることが困難となった犯罪被害者に対しましては、一時的な住居の提供を行うということでDVの被害者のための民間シェルターを犯罪被害者にも活用していただくことで、被害直後の被害者の方を保護したり、あるいは中長期的には京都市の市営住宅の優先入居の制度を新たに犯罪被害者の方にも適用し、あるいは民間住宅に関する情報提供を行ってまいります。

次に、一定の生活回復に向けた支援といたしましては、多かれ少なかれ心に傷を負われ、心のケアが非常に重要ですので、京都市こころの健康増進センターで専門外来を設け、診察や相談機能を充実させ取り組んでまいります。あるいは、雇用の安定ということで、被害に遭ってから就労が難しくなったり、仕事を失ったり、あるいは新たに働くことが必要になったりという状況もございますので、そういう置かれた状況について、雇用主、事業者の方の理解を深めるような啓発を行ってまいります。

次に、京都市ならではの独自の取組といたしまして、大学と連携して、犯罪被害者に関する大学の講義を、さらに多くの方に受講していただけるようにしたりとか、あるいはほかから京都に来られて犯罪被害に遭われた方に対する支援といたしまして、外国語の通訳の派遣や、全国の支援センターのネットワークによる支援を位置づけております。

最後に、何よりも大切なのが、社会全体で支援をしていくための社会づくりであり、広報及び啓発あるいは学校における教育活動、あるいは民間支援団体に対する活動促進のための支援にも取り組んでまいります。

こうしたことにより、犯罪を未然に防止する取組とあわせて、実際に被害に遭われた方の支援に社会全体で取り組み、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ってまいります。

以上でございます。

【安藤座長】

はい、ありがとうございます。それでは最後、教育・啓発。

【学校指導課】

教育委員会学校指導課の的山でございます。私のほうからは、学校教育に係る政策分野について御説明させていただきます。

概要版の34ページをごらんください。この分野におきましては、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という理念のもと、市民ぐるみで子どもたちの生きる力を育むことを基本方針に掲げ、推進施策を策定いたしております。

学校教育における現状と課題につきましては、教職員の熱意あふれる教育実践が展開されている、全国トップクラスの教育環境の整備が進んでいる、市民ぐるみ、地域ぐるみの教育が着実に進んでいるなどを挙げておりますが、その中で特に人権にかかわるものといたしまして、子どもの自尊感情や規範意識の低下が懸念される中、子どもたちが地域を大に心する心や公に資する態度を身につける必要があることを挙げ、さらに生命の誕生や死など子どもたちが命を感じ、みずから命を守る視点に立って、他者を大にする取組を充実することも必要であると、こういうふうに認識しております。

このような現状や課題を踏まえ、みんなで目指す10年後の姿といたしまして、そこにございますように、4点挙げさせていただいております。「社会の宝である子どもたちを地域ぐるみで育んでいる」、「教職員や保護者が子どもたちを中心にしっかりと連携できている」、「子どもたちがあらゆる場で学び体験できる社会となっている」、「京都で学んだ子どもたちがあらゆる場面で活躍している」などとしております。

これらの姿を実現するための推進施策といたしまして、そこにございます、これも4点ございますか、「市民ぐるみの教育の推進」、「子どもたちに『生きる力』を育む教育の推進」、「教職員の資質・指導力の向上」、「新しい学習環境づくり」、これらを掲げております。

その中で特に人権教育にかかわるものといたしまして、2にあります「子どもたちに『生きる力』を育む教育の推進」の中で、子ども一人一人が自尊感情を高めるとともに、命を感じ、互いを認め、支え合い、ともに生きることの大切さを学ぶことにより、人権文化の息づく社会の構築を目指した人権教育を推進するとさせていただいております。

なお、平成22年3月に本市人権教育の指針となる「学校における人権教育をすすめるにあたって」を改訂いたしております。各学校におきましては、この指針のもと、みずから進路を切り開き、自立して生活することができるとともに、人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもの育成、すなわち人権という普遍的文化の担い手を育成すると、こうしたことを目指した取組を進めているところでございます。

以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。時間が限られておりることと、本審議会の主題は人権ですが、

京プランはそれ以外の分野にも別テーマで触れておりまして、その中から人権に関して扱ってきたものについて絞ってということで、御説明されなかつたのではないかと思います。

それから各ページ、まとまっていると言えばまとまっているのだけど、基本理念、基本方針があって、目指す10年後の姿があって、最後に推進計画と。ある意味でダブるのは当然なのだけれども、ほとんど同じようなところもあるので、実際は具体策に入って議論していただく方がいいのです。ただ、時間の関係で、今申したことを前提に各委員から御自由に御指摘いただきたいと思います。どなたからでもどうぞ。

【坂元副座長】

今日頂戴した、京都男女共同参画推進プランの18ページに、先ほどの子育て支援というところの説明と重なるわけですが、保育所の待機児童数が平成22年4月現在で236人、そして10年後にはゼロにしようということなのですけれども、できるだけ早期に待機児童をなくしていくというのが、京都市のみならず全国で求められているわけですが、京都にとってその克服すべき点というのが何か、あれば教えてもらいたい。どういう点が待機児童数をこれから減らしていくに当たって障害となっていくのか。プランでは10年後になっているのですけれども、京都市の予測としてはどれぐらいで児童数がゼロにできると考えているのか。もしそれが10年かかりそうであるというと、それはどういう点に問題があるのかという点をお教えください。

【男女共同参画推進課】

プランは男女共同参画の問題をまとめているのですけれども、この具体的な施策につきましては、児童家庭課のほうで施策を取り組まれていますので、児童家庭課からの回答をお願いします。

【児童家庭課】

保育所の待機児童数をゼロにするというのは、平成23年度の予算におきましても24年度当初、ゼロの実現を目指すというので、大変たくさん予算の計上もいただきまして、保育所の新設もありますけれども、例えば増改築による定員の拡大、分園の設置、それから定員の調整により待機児童ゼロを目指していこうというふうに考えております。これはできるだけ早期にということはもちろん我々も思っておりますし、京都市、市長の姿勢としましても24年度当初にゼロを目指すということでございます。

ただ、社会的経済情勢等、状況というのは非常に厳しい状況があります。もちろん目標ということですので、それに向けて取り組んでいくことには間違いございませんけれども、予断を許さない状況ではあるかなと思っております。

できるだけ早く、早期にゼロを目指すということでは取り組んでまいりたいというふう

に考えております。

以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。どうぞ。

【栗本委員】

この京プランというものの自体は、ここでやっている人権文化というような枠組みではないのでやむを得ないことかなと思いますが、全般的な印象として人権という意味で申し上げるならば、やはりそれぞれのいろんな当事者の権利主体としての側面の施策というのは極めて弱い印象を受けました。

例えば、特に子どものところですと、子育て支援の枠組みで御説明いただいたのは、この策定プランの中ではやむ得ないのかと思いましたが、子育て支援は子どもの権利ではないと私は思いますし、最後のほうで啓発の枠組みでの学校教育というふうなところも触れられましたけれども、やはり子ども自身の権利主体という観点からのアプローチというものが、今日の御説明の中では言及がなかったのかなと。

あと、例えば外国籍市民のことについても、すべて京都市在住の市民の方々の中には、朝鮮半島に由来を持つ方が多いというふうな背景の認識にもかかわらず、市民の方々の力を生かしていただくために、多言語の保障というのは全くずれてしまっていますよね。もう2世代、3世代住んでいらっしゃい方にとっては、日本語が母語になってらっしゃる方々がルーツを大事にしながらどうしていくかというところが重点だと思うので、そこもずれているのかなと思います。

あとは、感染症のところで、保健衛生という医療の枠組みから語られるのでやむを得ないのかと思いますが、人権という点から言った場合に、危機管理の場面において感染症の広がりを懸念する余り、実際の患者の人権が侵害される。それは昨年の新型インフルエンザの流行の際なんかにも、かなりいろんなバッシングであったり、プライバシーの侵害であったりということがあったので、そういう観点からも御説明が今日いただけるとありがたかったかなと感じました。

この施策に盛り込むどうこうではなく、一つ一つ実施していくに当たって、それぞれの担当部局でお持ちのことかと思うのですが、なお一層、後追いではなくて、そういうものの構築ということで、より積極的なものを期待したいなど。

障害者福祉の中でも、障害者権利条約ということを御担当のところでおっしゃっていただきましたけれども、やはりいろんな人権条約で語られている人権観が進んでいっているものがあるかと思います。それで言うと、せっかく障害者権利条約に触れられたのに、この資料の書き方の中では、合理的配慮のくだりの書き方がやや人権条約の精神からいくともったいない書き方になってしまっていて、合理的な配慮の説明も大きな負担がかからない

配慮になってしまふと、大きな負担がかかるのだったらしなくていいのかと。そうではなく、あくまでも過度な負担という理解で私はしておりますし、さらに言えば障害者福祉として合理的配慮を推進するというには、むしろ積極的に合理的配慮しないということは差別、人権侵害なのであるという観点が大事かと思うので、こういった人権にかかる審議会の場面だけでも、後追いやマイナス部分を補うだけではなく、人権文化の構築ということさらにプラスを入れていけるような10年後を展望したようなメッセージがもう少し聞けると嬉しかったと思います。

【坂元副座長】

関連で発言させてください。今、御指摘になられたように、感染症のところでは、やっぱりメディカルアプローチ的な部分が強過ぎるよう思えます。これまで障害者の問題はメディカルアプローチ、福祉モデルという形で議論がなされてきたのに対し、障害者権利条約というのは、障害者を権利の主体ととらえて、障害者が社会の中で生活をしていく上でバリアになっているものを除去する必要があるのだというソーシャルアプローチをとっており、その部分が大事だと思います。その意味では、それぞれの施策の中で、やはり共通してメディカルアプローチが強いように思われます。障害者の問題を人権の問題としてとらえるソーシャルアプローチを持っていただくと、全体として整合性がとれるのではないかと思います。

【安藤座長】

他に関連発言は。はい、どうぞ。

【谷垣委員】

さっきから国連の障害者権利条約という話が出ているのですけれども、質問です。日本は、この国連の権利条約をちゃんと批准しましたでしょうか。まだ批准してませんよね。

それからもう一つ。この国連が言うのは、障害者だけでなく、家族を含めた皆の支援をうたっていますね。だから、障害者だけにスポットを当てるのは狭過ぎます。

それだけ障害者を抱えた家族をフォローされようとしているのです。そういう点から見たら、現状は弱い気がします。以上です。

【杉原委員】

障害者福祉のところで、ページで言えば30ページのところですが、ちょっと言わなきやと思っていたのですが、栗本委員とか坂元委員からかなりの部分は言っていただいていると思いますが、障害者権利条約が出されましたのは、やはり障害者が権利の主体者であるという基本線を崩してはいけないのではないかと基本的には思います。そういう点から言うと、合理的配慮がこのページの中だけでも2カ所使われておりますし、企業に対しての雇用

の促進と合理的配慮の推進ということと、それから行政に対しての障害がある人の自立と社会参加を支援する社会環境整備と合理的配慮をするということですが、合理的配慮というのは、重要な文言ではあるのですが、過度の負担がなければしなくてもいいということなので、合理的配慮という表現が隠れ蓑にならない、そういう管理をきちんとしていかなければいけないと思います。

そういう意味で言うと、企業に対しては、合理的配慮の推進ということではありますが、これを義務づけられますか。雇用の促進というのは、障害者の雇用促進という点で国策になっていると思うのです。だから、国がしないのに自治体ではできないこともあるのかもしれません、隠れ蓑にならないためにはやはり基準化しなければならない。採用に当たって合理的配慮をしなさいという表現にならないと、やっぱり逃げられてしまうのではないかと思っています。ですから、合理的配慮については、ここでこのような表現を使うのが妥当かどうかということが、少し疑問なところでございました。

以上です。

【安藤座長】

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

【安田委員】

まず最初に、今回のDV相談支援センターができるということで、男女共同参画に関しては京都市にとって大変大きな転換だと思います。やはりどうしても、これだけ大きな政令指定都市で、様々な女性問題がいろんなところにある。そういったなかで、DV相談支援センターが京都市に設置されるというのは大変喜ばしいことで、今後のご活躍を期待します。

女性について聞いて思ったのですけれど、地方自治体で何ができるか、政令指定都市で何ができるかといった立場から、そのプランを見せていただきますと、共済というのはとてもいい言葉だなと正直言って思いました。

この共済の方向性で、どのような方向性を持っていくかといったところから、政策をどう考えていくかという話の中で、プランのためかなり現年のことになってくると思います。その中でどのような形で、どういうふうにこのプランを実現していくかといったときに、思ったこととして言えば、とくに高齢者福祉、障害者福祉の分野で言えば、それぞれ介護保険支援法における、ご本人主体といったことがあると思います。ご本人主体ということがある中で、判断力もあり、さらにコミュニケーション能力もあり、周りにご家族もいるという環境を思って見れば決まりやすい規則ではあると思うのですが、なかなか困難を抱えるご本人さんや、障害がある方の中にも犯罪傾向がある方や、社会との関係がうまくいかない方、さらにご家族の縁が薄いといった方がどうなのかと言ったときに、これらの方々をどのようにしていくかということは、さまざまな現場でひずみが出てきていると思います。

特に設営業務というのは基本的には開始されているということにはなっているのですけれども、サービスの割り振りをかつては行政がやっていたのが今、民間が担うようになつているのですが、難しい利用者さんを受け持つところでは、本当に困難なことや大きなトラブルが起きた際に、どこに相談すればいいのかということが大きな問題になっており、そういった際に、やはり行政ではないかなと。現在かなりのサービスの割り振りも含め、経営が民間に委託されるようになってきた中で、大変困ったところが、よい事業場が難しい利用者を見て、さらに他の事業場でその利用者にトラブルが起きたときに相談するといつても、相談を受ける窓口が違うということになりがちである。そのために公的責任イコール民間活力というのが大変重要であると思いますので、細かいところや具体的な問題というのは、きっとこの中から展開していくと思うのですが、国の施策に流されない、国の施策を活用しながら地域の方のために施策を使っていくということがこのプランから展開いただけるのではないかと思います。

もう一つ申し上げますと、犯罪被害者支援の話がかなりあります、ご家族を含めた被害者支援に対して積極的に進めるべきだと思ったのですが、被害者というのもさまざまなタイプがあると思います。本当に、道を歩いていたら石が降ってきたという様な、縁もゆかりもないような場合もあれば、被害者と加害者の間で、たまたま加害者、被害者になったという場合もあり、その場合に関しては加害者支援または加害者のご家族の支援と、加害者が更生していくということも含めて支援に加えていただくことが重要ではないかと思いました。本当に困った人、本当に難しい人というのは地域にいるわけで、そういう方々がどういうふうに暮らしていくかということがどうしても市の課題になると思います。

最後になりますが、震災が起きる前であればこれで十分だと思ったのですが、震災が起きました今、そんなに多くの方は難しいかもしれませんし、遠方ということで余り来られないかもしれません、確実にある程度の数の東北の被災者の方は京都へもいらっしゃると思います。そのような際に、本日の局長のお話で住宅はある程度空いているところがありますと。ただ、家具をどうするかといった際に、最初は在り合わせの家具となってくると思いますが、その方々が暮らしていく中では、ご本人が選ぶ家具となるでしょうし、京都に定住される方も中にはいらっしゃると思うので、本当に開かれたまちづくりということが一つ大きな課題になっていくのだろうなと、最初の局長のお話を聞いていて思いました。好みの家具を選べるよう、その方々の支援をしていくことに自治体の力がいるという感想を持ちました。

以上です。

【安藤座長】

民間活力はいいのだけれど、やっぱり各問題について責任をどこの部署がどのように負うかと。そういう意味で非常に重要な御指摘だったと思います。

康さん。

【康委員】

栗本委員のお話と重なってしまうのですけども、確かに全体にとてもきれいな冊子で、言葉も非常にきれいな言葉ばかり。本当に人権の課題というものが見えてきにくいということを感じました。それで、先ほども外国人のページですが、国際化推進室のほうからのお話では、在日韓国朝鮮の方が多いというお話があったのですけれども、在日韓国朝鮮人という言葉すら出てこないんですね。ホームレスという言葉も書いてないし、犯罪被害者という言葉も書いていないということで、もうちょっと具体的にそういう言葉を逆に使っていいかないと。市民の目に触れる形にしていかないと問題の解決につながっていかないんじゃないかなということを危惧しています。

そういう意味では、同和問題という言葉も全く消えてしまって、同和行政終結ということなのかもしれません、人権問題というときに、やっぱり今までとは違う取り組みの形になるかもしれません、その中の一つとして位置づけられているということが、ちゃんと市民の目に触れるという形をとり続けていただきたいなと思っています。こちらの人権レポートについても、相談窓口のほうに同和問題という言葉はないんですね。これでは、もう京都市には同和問題はないというスタンスをとっておられるのか、そういう疑問を持たれても仕方がないのではないかなと思うのですが、何にも見えなくなってしまうというのは、もっと深刻な状況ではないかと思いますので、ぜひ考え方を直していただきたいなと思っています。

【安藤座長】

そうですね。市民が読んだ際に、さあっと綺麗ごとで済んでしまうと、せっかくこれだけエネルギーと時間をかけてつくられたものの意味が出てこないですね。

ほかに何か。はい、石元委員。

【石元委員】

大体いろいろ出ましたので、1つ簡単な質問です。共済の方向性というところの輪っかがありますね。輪っかの円の上にいろんな団体だとか市民というものが乗っているのですけれども、その輪っかからちょっと外れているのは何か意味があるんですか。30ページをみると、市民がちょっと外れている。もう一つはどこか。33ページは地域、企業、学校が円から外れている。これは何か意味を持たせているのでしょうか。

【障害保健福祉課】

障害の分野ですけれども、これは5つのバランスをとらないといけない、補足の説明も入っておりますので、意識的にずらしているわけではありません。

配置の関係だけとなっています。

【石元委員】

それともう一点、学校教育のところに企業等というのが入っていて、出前授業とか書いてあるのですけれども、このOK企業とありますね。「『OK企業』の取組等を通し」ということこのところはここにあってもいいかとは思うのですが、18ページの男女共同参画のところは、「みんなでめざす10年後の姿」のところに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事の生活の調和）」が進展している」ということを挙げているので、ここに企業等が入るべきだと思うのですが、円も少し小さいですし、載っているものも少ないと思いますが、学校教育のところはたくさん挙がっているですね。どうして男女共同参画のところは3つだけなのかと。

【男女共同参画推進課】

市民団体、事業者等に含まれているという理解をしていただいたらいいかと思うのですが、ワーク・ライフ・バランスにつきましては、男女共同参画推進課が担当します施策の中で、男女共同参画を進める企業を登録して表彰等を行う事業者登録制度により、啓発を行っております。そういうところで、企業へのワーク・ライフ・バランスの推進を進めていくという点がございます。

それからもう一点、今、オール京都の体制で、京都府と京都市と労働局、連合、経営者協会の5者で、京都版のワーク・ライフ・バランスの行動計画を昨年策定しております、そこの中で男女共同参画推進課も一緒に取組を進めています。京都市におきましては、眞のワーク・ライフ・バランス戦略ということで、教育委員会、保健福祉局など、子育て介護、教育といったいろんな分野でワーク・ライフ・バランスを融合的に、横断的に進めていくというふうに御理解をいただけたらと考えています。

【安藤座長】

はい、どうぞ。

【山岸文化市民局長】

今、いろいろ御意見を聞いていて、言われたとおりだと思いまして、1つは45ページをご覧いただきたいのですが、「計画の推進」というページがありまして、こここの1で「計画に掲げた政策の推進」、そして「『実施計画』の策定、推進」というのがあるのです。ここに具体的な施策、今回の基本計画に具体的に盛り込まなかったというのが、今の質問がいろいろ出たことに影響しているのかなと思っております。この実施計画をつくって、これによっていろんな施策を進めていきますという計画の立て方になってます。

その一方で、23年度からこの計画は始まっていますので、23年度予算に既に先ほどの説明の中でDVの支援センターとか、ホームレスの対策とか安全衛生とか具体に動いている項目も実際あります、それが非常にわかりにくくなっているかと思います。

次、恐らくこの懇話会を開くときには、そのあたりの具体策をもう少し説明した形で、各分野ごとに説明させていただくことによって、もう少し今の皆さんからの御意見に答えるような形のものができるかと。次はそのような形で報告させていただきたいと思います。

【安藤座長】

はい、ありがとうございます。

何かありますか。

【安澤委員】

1つは形式的なことです。プランの冊子は非常にいいのですが、盛り沢山に知らせてやろうという情報の量と印刷の関係と思うのですが、一番最後のページでも字が小さく、私も還暦を過ぎましたので目が痛いです。新聞も昔、字のポイントが上がりいましたよね。私の同業者の会でも、皆若手はそれこそ弱い立場の老眼の人に対する配慮がないんじゃないのかと、弱い立場として痛感しました。

それからもう一つは、私事をちょっと紹介しますと、12月1日から民生委員をすることになりました、認証式に行きました。その後、新聞を見ましたら、誰もなり手がない民生委員と書いてありました。

それで、このような問題に継続して私も取り組んでいかないと、微力ですがれども思うのです。今、事務局のテーブルの向こうにおられる各所管課の方についてですが、京プランについて何を聞かれても答える方ということで控えておられるわけなのですが、私も家へ帰って、プランの冊子を後で読んでみて、これは何だったのだろうなと思ったときに、お尋ねしたいので、よければ名簿などいただければと思います。

中身は高度な問題としてはなかなか難しいです。以上でございます。

【安藤座長】

いろいろあると思いますけれども、もう時間も大分過ぎておりますので、また個別に窓口のほうへ御連絡いただきたいと思います。

それでは、2番目の、これは先ほど話にもありましたが同和問題について、見直し・改革の進捗状況。最終段階ですけれども、お願いします。

【事務局】

それでは、御説明させていただきます。

自立促進援助金制度の見直しでございますけれども、見直しにつきましては、平成20年12月に制度を廃止いたしまして、奨学金返還業務を開始して以降、1404名の借受者との面談を進め、1月末時点では所在不明者の13名を除くすべての借受者の方におわりと説明を済ませております。借受者のうち約8割の方は、所得状況等の事情により返還

免除の手続を行っておりますが、一方で111名の借受者の方から既に返還をいただいております。

また、事務の取扱基準や基準適用妥当性を客観的にチェックしていただく「奨学金等返還事務監理委員会」を設置し、今年度までに4回開催してまいりました。現在までに履行期限経過後の借受者に対する返還請求の進め方や、裁判手続について御審議をいただいております。

今後も2年間の借受者に対し、引き続き粘り強く返還を働きかけていく一方、資力があるにもかかわらず、正当な理由もなく返還に応じていただけない借受者に対してましては、監理委員会からの御意見をいただきながら、民事調停などの裁判手続を進めてまいります。現在の状況では6月にも最初の裁判手続に入っていくという予定をしております。

次に、コミュニティセンターにつきましては、同和地区の特別な施設との印象を払拭するため、全職員を引き揚げ、昨年度から2年間、NPOや民間業者に運営を委託しております。とりわけ配慮を要する高齢者等に対しましては、相談の案内や取次ぎを行うアドバイザーを配置した結果、職員がいない中で、大きなトラブルもなく民間運営が行われております。さらに、新規、地区外の利用を中心に戸籍件数が2年間で65%も増えたことで、同和地区の施設との印象を払拭できたのではないかと考えております。

また、施設につきましては、既に7カ所屋内体育施設を地域体育館に転用活用を図っておりますが、その総仕上げといたしまして、先ほどから出でますように、今年度末にコミュニティセンターを廃止して、本年4月から市民の身近な活動交流拠点となる「いきいき市民活動センター」として生まれ変わることになります。

来年度以降のコミュニティセンター転用後の姿につきましては、資料2-2「コミュニティセンター転用後の姿」に一覧としてまとめております。具体的には13カ所のコミュニティセンターに市民活動総合センターを補完するプランチ機能を有し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する「いきいき市民活動センター」を設置いたします。そのほか、子育て支援活動いきいきセンター、第2児童福祉センター（仮称）、ほか総合支援学校のサテライト教室、児童館の育成室といった市民ニーズに応じたさまざまな施設への転用を予定しております。

なお、それぞれのいきいき市民活動センターは今後、指定管理者が主体的に運営していくことになります。4月からは指定された12の管理者が単なる貸館にとどまらず、地域の特性に応じた事業も行っていくこととなっており、名実ともに市民に開かれた施設として再スタートを切ることとなります。

再び資料2-1のほうに戻っていただきまして、改良住宅の管理・運営に関しましては、平成21年度から世帯留学生や子育て世帯などの住宅確保要配慮者等に対する入居支援策を実施したり、共益費、駐車場料金、家賃減免について、公営住宅と同一の制度に移行するといった取組を進めております。一方、建替えにつきましては、本年2月に策定した「京都市市営住宅ストック総合活用計画」におきまして、従来同様の建替えを行わず、集

約を進め、転用・活用を図る等の方針を定めております。

崇仁地区における環境改善につきましては、平成21年度に設置いたしました「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会」での審議を経て、昨年7月に報告書を受けました。今後、区画整理事業との合併施行等を進めていくことになりますが、その事業用地を事業の完了まで放置するのではなく、「平成の京町家」モデル住宅展示場やコインパーキングとしての暫定利用など、地域のにぎわいを創出する取組を展開しているところでございます。

次に、地区施設のうち、市立浴場につきましては、次期指定管理者の選定に際し、競争性を高めるため、13カ所を4分割して公募し、3団体からの応募がありました。選考の結果、引き続き現行の指定管理者である市立浴場運営財団を選定し、22年11月市会での議決をもって指定管理者として指定したものです。今後は、入浴料金の民間浴場との格差の是正や職員マナーの向上、利用者サービスの充実等を進めてまいります。

なお、学習施設及び保健所分室につきましては、従来行っていた事業は既に廃止をしており、学習施設につきましては、先ほど述べたように、新たな施設での転用を図ります。保健所分室は、診療所等への活用を除き、当面閉鎖していくと考えております。

人権教育・啓発の推進につきましては、市民・企業の自主的な取組への支援として、人権啓発活動補助制度の充実や、市民に最も身近な地域の行政機関である区役所・支所での啓発事業の充実といった取組を進めております。特に、人権啓発活動補助制度につきましては、市内で活動する市民団体・NPO法人等が自主的に実施する啓発活動を支援する「人権啓発活動補助金」に係る予算を21年度から拡充し、制度の充実を図っております。皆様の周囲で人権啓発事業を企画されている団体等ございましたら、人権文化推進課までお気軽に御相談をいただければと思います。

総点検委員会報告では、以上の6項目の改革・見直しのほかにも、オープンな行政、オーディナリーな行政、行政の行政依存からの脱却という3つの視点から市政の刷新を求めております。それを受けまして、これまでの同和行政における特別扱い的なものも含め、いわゆる残滓を一掃するため、平成21年度以降、「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止ですとか、運動団体機関紙の講読削減といった取組も進めてきたところでございます。

議題の2の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【安藤座長】

ありがとうございます。議題の2について、何か質問はありますか。

【石元委員】

奨学金のところです。23年1月、囮ったところについてですが、借受者総数が1404人で、その下の返還に関する手続の状況については3つ足しても1404にならないのですが、それ以外というのはどのようなケースがありますか。

【事務局】

所在不明者と猶予中の方です。猶予制度というのが免除以外にもございまして、その猶予の適用を受けている方が 80 人弱の方がいらっしゃいます。

【石元委員】

足せば 1404 人になると。猶予というのは返還の猶予ということでしょうか。

【事務局】

在学中の場合である際等に猶予という制度がございますので、その適用を受けている方です。卒業後に返還するということになります。

【石元委員】

それから、改良住宅です。改良住宅の建替えは行わないということはわかるのですが、今の改良住宅に入っておられる方が他に、要するに市営住宅に移っていって空になったときは、もう更地にしてそこには改良住宅を建てずに市営住宅を建てるということですか。あるいは、また全く別に運用するということでしょうか。

【事務局】

そうですね。改良住宅としては建替えないということで、新たに、いわゆる市営住宅、あるいはそれ以外の多様な住宅や活動拠点を持ってくるということです。

【石元委員】

要するに、将来的にはすべて空き家にして改良住宅をなくしていくということでしょうか。

【事務局】

そうです。老朽化した住宅については、地区内の他の団地に移っていただきます。

【石元委員】

それと、資料 2-2 です。楽只別館なのですが、今、ツラッティ千本が入っていますが、あのままになるのですか。

【事務局】

はい。そうです。

【栗本委員】

大きく 2 点あります。

1 つは、いわゆる同和行政というもので功罪という言い方がされたりすることもありますが、今の御説明をずっと伺っていると、同和行政の功の部分じゃなくて、罪の部分についてすごく包括されている印象があります。例えば御説明の中でもイメージの払拭とかという表現があったのですが、もちろん開かれたに反対して閉ざされたとか、非常に特別なところでのネガティブイメージを払拭するという意味では大事なのかもしれません、例えばそのコミュニティセンター等を転用していった場合に、もともとどういう由来の施設であったかというところで、功の部分ですよね。必要であったから設置されていたという経過であったり、それをどんなふうに改善されてきて、だからさらにより開いてこうするんだという部分については、むしろ積極的に言っていくべき必要もあるわけで、もともとそういう同和行政の枠組みの中でつくられた施設であるということをあたかも過去のものとしてなかつたことにしなければならないかのような表現というふうに感じてしまったので、そういったところは逆に今度は行き過ぎて、これまでの取組というのを否定し過ぎるというのもどうなのかなということを感じました。それが印象的なところで 1 点です。

もう 1 点は具体的なこととして、今後の行政のあり方のところで、差別事象取扱要綱の廃止ということが書かれているのですが、では今後、差別事象があった場合、残念ながら、同和問題そのものが先ほど康委員もおっしゃったように、解決したわけでは決してない中で、今後も残念ながら、例えば差別落書きであったりなど、差別事象が起こる可能性はあるわけですよね。取扱要綱というのがない中で、では、今後どのような枠組みで対処していくのかというもの、別に同和問題に限らず、いろんな人権侵害に対してという部分の中にあるのかもしれないのですが、そのあたりどういう答申であったり、ガイドラインのようなものをお持ちなのかというのを確認したいなと思います。

【事務局】

1 点目の功罪でございますけれども、功といいますか成果があつたという前提の中で、罪の部分をどう解消していくかと。その罪の部分がいわゆる差別意識とか、あるいは不信感払拭と、それをどういう取組でやっていくかというのが、ここの 6 項目あるいは今後の行政のあり方にかかる見直しですね。それが一つ。

それともう一つ、差別事象の取扱要綱ですけれども、この説明が不足しているのですが、その前段に同和問題に係る差別事象の要綱がございまして、その要綱の趣旨が同和問題に特化した内容になっていたということで、その要綱は廃止し、それ以外の差別事象についても含めて、今後ガイドライン等で対応していくということでございます。

【安藤座長】

康さん、どうぞ。

【康委員】

関連してです。あらゆる特別扱いを廃してオープンな行政ということですけれども、そのオープンということが、こっちを閉ざしてこっちを開くということではなくて、被差別部落の方も含めたオープンということでしていただきたいなということを強く思っていますので、このコミュニティセンター転用後の姿につきましても、実際にそこを使っておられるグループや、これまで使ってこられた例えば同和地区の子ども会などの活動があったのですから、それは引き続き行われています。それに加えて、市民の方のこういう活動も行われるようになりましたというような形での御報告を是非していただきたいと思います。

【事務局】

趣旨はおっしゃっていただいたとおり、市民に開かれた施設に生まれ変わることでございまして、これまでの取組も含めて、今後、市民に開かれた施設になっていくであろうと考えております。

【事務局】

補足でよろしいでしょうか。人権文化推進課でコミュニティセンターの運営を担当しております旗と申します。

今、淀野のほうから申し上げたとおりでして、我々、コミュニティセンターの施設の活用については、これまでの成果を新しい展開に生かしていくと、成果を踏まえたという前提で進めているところでして、たまたま昨日ですけれども、指定管理者に一堂に集まっていただいて、さまざまな事務的な説明をする場ではあったのですけれども、そういう機会がございましたので、このコミュニティセンター転用の経過については、指定管理者募集の段階からも経過を説明した上で、こういう施設を運営していただきたいということで募集をしていただいているので、応募していただいて選定された団体の中には、もともと経過についてもよく御存じの団体もおられますし、そこまでは詳しくない団体もおられます。昨日の集まりを通して、新しい施設として特別な扱いはしない、市民のための施設ということでスタートしていくけれども、この施設が隣保館からの長い流れをくむ成果の上に立って転用する施設だという経過については、指定管理者になる以上、これについては十分理解をしていただきたいと。その理解に立って施設を利用される方とか周辺にお住まいの方の意見を聞きながら、よりよい施設運営を目指していただきたいということをお願いしています。

【安藤座長】

坂元委員、どうぞ。

【坂元副座長】

今、もうお答えをいただきました。実は、たまたま大阪市の人権相談事業選定委員会の委員長を仰せつかつておるものですから。先ほどこの資料の2－2を見ますと、指定管理者の属性がNGOであったり、株式会社であったりしております。ですから、そういう指定管理者間の運営について、きっちりとフォローアップをする必要があると思います。京都市としてやっている事業ですので、事務的な連絡以外にも1年後なり、どのような運営をやってきたということを検証し、市として要望する運営のあり方みたいなものをちゃんと指定管理者が伝えるというようなフォローアップが必要だと思います。運営がまちまちになつてはいけませんので、それをお願いしたいなと思っております。

【事務局】

その点に関しましても、おっしゃるとおり、それぞれの施設が特色のある施設に柔軟に進化していく様子に、1施設ごとに指定管理者を募集いたします。その結果、ばらばらな運営主体になるということで、そのことで、いろいろな特色ある施設になることはいいことですけれども、ベースの部分の市民サービスのほうを下げるということは具合が悪いだろうということで、当面、財務監査とか事業監査的なことを行政として実施するとともに、このいきいき市民活動センターの取組状況を評価する第三者機関である評価委員会というものを設置して、そこでいろいろ取組も含めて審査をしていただいて、その審査結果を各指定管理者にフィードバックをして、質の向上を図っていただくとか、そういう仕組みをこれからですけれども構築して、新年度は実施をしてまいります。

【安藤座長】

ほかにございませんか。

【谷垣委員】

資料2－2のコミュニティセンターの今後の使い道について。さっきまでは高齢者福祉のことを考えていたのですけども、こうして見ると、高齢者ふれあいサロンがたくさんできるわけですね。私も高齢者なのですが、高齢者福祉をみんなで目指す10年後の姿とありますね。このとおり頭文字は高齢者の「高い」が「幸い」、幸せなど書かれていますが、そのように「幸齢者」を目指しております、また色々なことをやってきましたので、知識や技能、経験を、このまま定年でタنسにしまい込んだらもったいないと、請われるままにやってきました。そんなわけですので、やはり高齢者は皆それぞれ知識や経験が豊富ですね。それを定年で、はい、バイバイはもったいないと思っています。

私はもうすぐ80ですが、75からやっと同級生や高齢者とつき合い始めました。やはり皆さん、経験や理論があるから相当思い切ったことをズバリ言えます。もう皆、年をとつたと思いましたが、願わくば自分が以前のように、厚かましく生きたらいいなという本心を

持っておられるわけですね。そのような中で、高齢者のふれあいサロンが、京都市内でこれだけできますと、日ごろ1杯飲んでわあわあ言ったり、あるいは朝早く起きてウォーキングをやっている仲間や、畑で農作業をやっている仲間だとか、そういう仲間が気楽にこういうふれあいサロンを使わせていただいて、場合によっては、講師を呼んで、様々な新しい知識を教わりながら、幸せな高齢期を迎える。思いのほか厳しい話も出ますし、ぜひともこの高齢者ふれあいサロンを利用して、高齢者の良いところをどんどん引き出して、幸せな皆の京都のまちづくりに生かしてほしいと、つくづく思っております。

以上です。

【安藤座長】

ありがとうございます。

京都市を含めて人口のかなりのパーセンテージが、だんだん高齢者になります。皆さんもそのうちなられるので、将来は是非よろしくお願ひします。

では、時間がもうほとんどなくなりましたけれども、最後、人権レポート。

【事務局】

それでは、最後に人権レポートについて簡単に御説明させていただきます。

毎年この時期に発行させていただいておりますけれども、まず教育・啓発の項目として3つの事業を掲載いたしました。

1点目は、「世界人権問題研究センターの移転整備」を掲載しております。昨年10月移転を機に図書閲覧室等の施設機能を充実させたことを受けまして、市民の皆さんに研究センターをもっと知っていただくことにより、身近に感じていただけるよう掲載をしております。

2点目といたしまして、「DV被害者支援ボランティア入門講座」を挙げております。ドメスティック・バイオレンスについて、行政や民間団体の担当者に話を聞き、母子生活支援施設など、被害者支援のための施設を見学するといった教育・啓発活動を行うことにより、被害者支援の輪を広げ、京都市域の被害者支援体制を充実することを目的としております。

3点目としましては、「人権情報誌の発行や講座・イベントの開催」でございます。これはさまざまな講座・イベントを年を通して実施しておりますが、その紹介をさせていただいております。

次に、右側に移りまして保障でございますが、1点目は「京都市役所における障害のある方のための職場実習」でございます。この取組は、障害のある方が将来企業に就職するためのステップアップといたしまして、企業や市民の皆さんに向けた啓発を目的に、昨年度から実施しているものでございます。実習では、市役所の9カ所の職場でパソコンへのデータ入力等の事務作業を分担していただきました。

2点目は「人にやさしいサービス宣言」でございます。施設の整備などものづくりの分野におきましてはユニバーサルデザインの考え方方が広がりつつありますが、その考え方をサービスの分野でも広げていくことを目的といたしまして、物販店・飲食店等のそれぞれのお店に「より多くのお客様に安心してご来店いただけるような」取組をアピールしてもらう制度でございます。

3点目、「一人暮らしお年寄り見守りサポート」でございますが、近年の高齢化の進行について、地域ではひとり暮らしのお年寄りが増加しており、地域から孤立しがちなひとり暮らしのお年寄りを行政と市民の皆さんとの共済によりサポートするための制度でございます。サポートとして登録いただいた市民の方には、顔なじみであるひとり暮らしのお年寄りなどに目配りをしていただき、支援が必要と思われた場合には、地域包括支援センター等へ連絡をしていただくことになっております。

4点目には、ホームレスの方に対する支援の取組を挙げております。今回のレポートでは、旅館を借り上げて、ホームレスの方に宿泊場所として提供する「ホームレス緊急一時宿泊事業」や当該事業の利用者に対する訪問相談といった取組を紹介しております。

最後は相談・救済でございます。

1点目は、子どもに関する相談です。子どもの不登校やいじめなど、子どもの教育上のさまざまな課題や、子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーがパトナに来られた相談者からの相談を受けております。

2点目は「京都犯罪被害者支援センター」の活動でございます。内容につきましては、先ほど説明があったということで割愛をさせていただきます。

また、その他の相談窓口に関しましては、レポートの裏表紙、先ほどちょっと見にくくいう御指摘をいただいたところでございますが、人権に関する全般的な相談窓口である「人権擁護委員による人権相談」について、特に今回は強調して記載をいたしました。

京都市人権レポートについての説明は以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。何か御質問は委員からありましたら。

【栗本委員】

1点いいですか。たくさん取り組みをやってらっしゃるのをこれだけコンパクトにまとめられるというのは多分大変なことで、何を載せるか載せないのかというのがあると思いますが、この報告を御覧になられた方がもっと知りたいと思われたときは、恐らく裏をめくって、この奥付のところを見て問い合わせてくださいということなのかなと思うのですが、それぞれ興味を持たれる方はあると思います。職場実習はどのようなものだろうとか、お店の方がこういうステッカーがあるのだと知ったときに、ぱっと問い合わせられるよう

なインデックスが1行ずつでも作られているといいなど。特に、啓発のところでは、「あい・ゆ一KYOTO」の御紹介がありますけれども、多分、レポートが置いてあるところと、「あい・ゆ一KYOTO」の置いてあるところが大体一緒なのかと思うのですが、年に何回、どういったところで手に入りますよというアナウンスがあると、これはもちろん報告ですけれども、これを見た方が、ああ、京都市、そんなことをやっているのかということで、次への関心につなげるという意味では、講座をやった報告ではなくて、参加したかったという人が参加できるように。特に「あい・ゆ一KYOTO」は年に何回どういったところに置いてます等の感じのことが一言、もう一步、踏み出すための情報を一つずつプラスアルファがあるといいなと感じました。

【安藤座長】

人権というのはPRが非常にしにくいです。大事なことだけれども、しにくいと。先ほどの御指摘は、それをより頑張っていこうということだと思います。
ほかにございませんか。それでは、これで。

【事務局】

安藤座長、議事進行本当にありがとうございました。本日は熱心な御議論、そして積極的な人権文化の構築に向けた御提言、指摘をたくさんいただきまして本当にありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえ、各人権施策の総括的な実施など、本市では人権行政の中に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の人権文化推進懇話会につきましては、これで終了させていただきます。本日はお忙しい中、長時間まことにありがとうございました。